

行事利用調整方法について

- (1) 県・国が主催する行事、参加者等の対象が中国地区規模以上になる大会又はこれに準ずるイベント等については、利用調整会議前であっても優先的に受け付ける。
- (2) 中国地区規模以上の大会及びイベント等の希望が重なった場合には、前年度8月に大規模利用調整会議を開催して利用の調整(抽選により決定)を行う。ただし、大規模利用調整会議は利用希望が重ならなかった場合には開催しない。
- (3) 利用希望が重なった場合の利用調整の優先順位は以下のとおりとする。
ただし、指定管理者が必要と判断した場合は、下位の大会及びイベント等であっても、優先的に施設利用を決定することができる(武道利用の優先等)。
- (4) 利用希望が重なった際の優先順位判断材料として、大会及びイベント等の内容が分かる確認書類の提出を求めることがある。

鳥取県立武道館利用調整の優先順位

1	県・国が主催する大会およびイベント等
2	国際大会またはこれに準ずる大会およびイベント等
3	全国大会またはこれに準ずる大会およびイベント等
4	西日本大会またはこれに準ずる大会およびイベント等
5	中国ブロック大会またはこれに準ずる大会およびイベント等
6	近県大会またはこれに準ずる大会およびイベント等
7	県大会またはこれに準ずる大会およびイベント等
8	地区大会またはこれに準ずる大会およびイベント等

※ただし、指定管理者が必要と判断した場合は、下位の大会およびイベント等であっても、優先的に施設利用を決定することができる(武道利用の優先等)。